

平 20 福情答申第 3 号  
平成 20 年 9 月 30 日

福岡市長  
吉田 宏 様  
(保健福祉局保健医療部地域医療課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉 野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 20 年 3 月 26 日付け保医第 1646 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「医療法人〇〇〇 最新の決算書のうち, 貸借対照表, 損益計算書, 財産目録」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答 申

**1 審査会の結論**

「医療法人〇〇〇 最新の決算書のうち、貸借対照表、損益計算書、財産目録」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）のうち、実施機関が公開するとした部分については、公開することが妥当である。

**2 異議申立ての趣旨及び経過**

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 20 年 3 月 6 日付けで実施機関が本件対象文書の公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対して行った一部公開決定処分  
の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 20 年 2 月 6 日、公開請求者は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成 20 年 2 月 8 日、実施機関は、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、本件対象文書に情報が記録されている第三者である異議申立人に対し、意見書を提出する機会を与えた。

③ 平成 20 年 2 月 19 日、異議申立人は、本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

④ 平成 20 年 3 月 6 日、実施機関は、本件対象文書のうち、理事長印の印影は条例第 7 条第 2 号に該当するとして、条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い、その旨を公開請求者に通知した。

⑤ 平成 20 年 3 月 7 日、実施機関は、本件決定について、異議申立人に対しても同様に通知した。

⑥ 平成 20 年 3 月 25 日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

⑦ なお、実施機関は、異議申立人の申立てにより、本件異議申立てについて決定するまでの間、本件対象文書の公開を停止している。

### 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成20年5月22日付け反論意見書並びに平成20年7月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

##### ① 医療法人の財産と〇〇医師個人の財産関係

ア 昭和60年12月の医療法改正により、最低人数に関する制約がなくなり、1人または2人の診療所でも医療法人、いわゆる一人医療法人が設立可能になった。そして、当院は、一人医療法人である。

法律上は形式的に法人と個人は分離されたものと扱われているが、一人医療法人に限っては分離がほぼないに等しい。

当院は、〇〇医師の家族で経営を行っており、その財産の出資、業務、財産の管理処分等全て〇〇医師の家族が支配しているものである。

イ かかる一人医療法人の特殊性から、本件決算書類記載事項は実質的には〇〇氏個人の決算書類を記載している情報であり、少なくともそうであると容易に推測されうる情報である。したがって、かかる情報を公表することは個人一人の財産を開示するに等しいものである。

特に、本件貸借対照表のうち、【流動資産】「現金・預金」欄については仮にかかる科目欄が開示されれば、医療法人内部もしくは〇〇氏の自宅に現金・預金が存在することが具体的に明らかになる。

この表示欄が公開され、例えばネットで公開される等流通されることになれば、直ちに犯罪グループの標的になるおそれも高い。

これは損益計算書のうち「役員報酬」欄についても同様のことが言える。「役員報酬」については、形式的にみたとしても役員報酬を3で割れば一人あたりの報酬額が算定できるものである。そして、一人医療法人において唯一の医者である理事長が最も多額の報酬をもらっていることは一般人から見れば容易に想像がつくものである。役員数が10人、20人と多い法人ならともかく、役員数も極めて少なく、実質的には1人若しくは2人で病院を運営している一人医療法人について、特定の個人の情報を識別することは容易である。

また、当該部分についてのみ非開示としても、その他の欄から現金預金欄、役員報酬欄は容易に判明することから、関連する全ての欄（流動資産の細目部分、給与費欄の細目部分）については非開示とすべきである。

以上より、本件対象文書は条例第7条第1号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む）」に該当する。

ウ 弁明意見書は、特定する個人の情報を把握することは極めて困難であるとする。しかしながら、当方が述べているのは単純に役員数で割った報酬額が一人当

たりの報酬額と算定しているのではない。個人の情報について厳密に特定はできなくとも、最低限の数字が分かること自体、個人の権利利益が害されるものである。個人情報保護が叫ばれている現在において、かかる情報を推測できたとしても個人の権利利益が害される恐れがきわめて低いとするその根拠が理解できない。保健福祉局は特定の個人の情報を識別できるということに関して徹底して厳格に解釈し、推測の余地があるものについては個人情報ではないとしているが、かかる解釈はあまりにも形式的かつ不合理である。

② 情報の性質と犯罪に使われる恐れについて

ア 情報の分析は受け手によって様々である。仮に送り手が法人の財産という事に限って開示したとしても、受け手が情報をいかに用いるかは自由である。

本件開示対象となっている情報は財産情報であるところ、財産の内容はその情報の性質上特に犯罪目的に使用するのに必要かつ犯罪目的に取引されやすい情報である。すなわち、計画的な財産犯の遂行にとって被害者の財産情報取得はリスクを考える上で重要かつ困難な作業であり、金銭を支払ってでも必要としている情報である。犯罪グループの中で、高所得者の標的リストが高額で取引されている現実もある。

特に医師については、実情はどうあれ世間的には高収入の職業であると言われており、医師個人の財産に極めて近い情報とあればさらに犯罪目的に使用されるおそれは高まる。

それゆえ、条例第7条第3号「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

イ なお、条例第7条第3号に該当するケースがその解釈指針に限られるものではないことは明らかである。解釈指針を形式的にあてはめて判断するのは妥当でない。

③ 条例第7条第2号アについて

ア 医療法人の決算書につき非公開と判断した山梨県の答申例があり、条例は山梨県と同様の文言を使いながら、その解釈指針は極めて限定的であり、非公開とする文書の対象範囲が狭くなっている。弁明意見書は山梨県の答申例は、同様の文言であってもその解釈は各自治体の方針や地域性により差異は生じるものとしている。しかしながらも、そもそも法令について同じ文言が使われているものについては全国どこでも同様の解釈を行うのが原則であることに疑いはないはずである。そうでなければ、条文に対して、国民はどのような意味を持つか予測できず、恣意的な解釈が横行し、大混乱を招く結果となる。細かい解釈の差異はあるにしても、同様の文言であるにも関わらず結論まで全く異なるというのは、許容される解釈とは言い難い。

④ 条例の目的について

本件開示請求の対象となっている情報は、個人の財産を公表するに等しいものであって、条例の目的に基づいた開示請求とは明らかにいえない。個人情報の保護が叫ばれている今日において、本件開示が時代に逆行しているのは明らかである。他方で、本件情報が開示されて犯罪グループの手に渡れば、〇〇医師は絶好の標的となり、犯罪に巻き込まれる恐れもある。

それゆえ、利益考慮的に見ても、本件情報は情報公開条例の目的に照らして情報開示の必要性が極めて低いのに対し、保護の必要性が高い情報に該当する。

⑤ 医療法改正について

ア 医療法改正により、事業報告書等の閲覧を請求された場合に、都道府県知事は従来の債権者だけではなく誰にでも閲覧に供しなくならなくなった。

しかしながら、上記医療法改正により開示が求められている事業報告書の様式は資産額、負債額、純資産額等の極めて大きな項目のみである。

それゆえ、上記医療法改正からみても、法的に閲覧を要求されている情報は医療法改正に基づき開示が求められている情報であって「役員報酬」等の情報については法的に見て公に公開すべき情報ではないことを示しているものといえる。

当方としても、医療法改正により求められている部分のみの開示ならば毛頭反対するつもりはない。当方が求めている不開示部分は貸借対照表等の極めて詳細な項目のうちの一部である。医療法改正前は様式が定まっていなかったことから、これまで税務署に提出する書類をそのまま市の方に提出していたにすぎなかったのであって、かかる事情を奇貨として、提出した情報を全て公にしなければならないというのは、あまりにも不合理である。

イ 弁明意見書によれば、今後将来についても、事業報告書の様式が異なることをもって不受理としないと述べているが、仮に不受理としないならば、提出されて書類全ての情報について医療法は提出を求めているわけではないこと及び仮に提出すれば福岡市の保健福祉局では全て一般公開されるということをもって説明すべきであろう。

⑥ 医療法人の財務諸表の公開についての考え方について

ア 弁明意見書はあまりに形式的な結論ありきの解釈であって、医療法人の情報、特に一人医療法人についての情報を無制限に公開することの不利益を何ら鑑みていない。

イ 医療法人の財務諸表の公開についての考え方からみても、医療法人の運営適正確保のために必要な情報は、本来的には医療法改正に基づく事業報告書の様式に定められている「資産額、負債額、純資産額」の大項目及び部分的な中項目までと考える。現金・預金欄や役員報酬欄について公開する必要はない。

付言するならば、医療法改正前は様式が定まっていなかったことから、当院は

本来的には提出する必要のない情報まで記載された決算書類全部をそのまま提出していた。その際は、まさかかかる書類が一般公開されるとは露にも思っていなかったものである。

#### ⑦ 結論

以上述べた理由より、本件開示対象文書は条例第7条各号に該当し、非公開とすべきである。当院の積極的な主張は異議申立書のとおりであるが、特に、貸借対照表のうち【流動資産】「現金・預金」欄及びそれに関連する部分（流動資産の細目部分）、損益計算書「役員報酬」欄に関連する部分については、非公開とすべきである旨を強く主張する。

#### (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成20年4月21日付け弁明意見書及び平成20年7月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

##### ① 医療法人の財務諸表の公開についての考え方

医療法人は営利を目的としない中間法人に位置づけられていて、その公益性は高く、運営の透明性の確保が求められている。社会医療法人（特別医療法人）を除いては収益事業が禁止されるなど、医療法人が行うことができる事業は限定されており、医療法（昭和23年号外法律第205号。以下「法」という。）第54条の規定では剰余金の配当が禁止され、非営利性を担保した適正な運営に資さなければならないことから医療法人の財政状況を示す財務諸表は非公開にしなければならない理由はないと考える。

また、法が改正され（平成19年4月1日施行）、法第52条第2項の規定により、事業報告書等は閲覧の請求があった場合には、それを閲覧に供しなければならないとなったが、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼をさらに高めるべきであるとした医療法人制度改革の考えからも、改正前の医療法に基づき提出された決算届（財産目録、貸借対照表、損益計算書）についても開示することは妥当であると考えられる。

条例第7条では、非公開情報を除いて公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと規定されている。非公開情報とは本条第1号から第6号に掲げられている情報であるが、非公開情報に当たらないと判断した理由は次のとおりである。

財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下、「財産目録等」という。）からは、当該法人の一定期間及び一定時点における財政状態や経営成績、資産及び負債が明らかとなるものであり、経営の規模や収支の状況から経営の状況はおおむね把握することは可能である。しかし、資産の運用方法や経営戦略など具体的内容が記されていないとすれば、当該法人の明確な経営手法や戦略をうかがい知ることは困難であり、競争上の地位を害するおそれがあるとは考えにくい。

したがって、財産目録等から判断される財政状態や収支の結果から当該法人の信

用を著しく失い、経営の継続が困難に陥るほどの蓋然性は認められない。

なお、「正当な利益を害するおそれ」の同条例上の解釈では、法人等の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味し、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性を求めている。

また、財産目録等の項目については、法人の個別具体的な事項（金融機関名や取引先等）は、法人の施策や経営ノウハウ等が把握できるおそれがあるため非公開とするが、決算書類の一般的な区分は原則公開とする取り扱いを行っている。

## ② 申立人の意見について

### ア 医療法人の財産と〇〇医師個人の財産の関係について

医療法人は法第 44 条の規定による認可を受けて設立された法人であり、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人による医療機関の経営困難を緩和することを目的としている。また、法第 47 条により医療法人はその開設するすべての診療所の管理者を理事に加えなければならないとしており、それぞれの診療所において管理者は医療法人の理事でもあり、その診療所の医療業務に関する実質的な責任を有し、その意向を医療法人の運営に正しく反映させることにより、医療施設の経営を適正にさせることを目的として定められたものである。当該法人は二ヵ所の診療所を開設していることもあり、役員報酬欄や給与費欄の開示により理事長をはじめとする特定する個人の情報を把握することは極めて困難であると考え。なぜなら、支払金額等の実態は法人により異なり、また、医療法人の役員の就任状況は一般的に公表される事項ではなく、例え役員数が判明したとしても職務内容等により役員報酬は異なることもあり、当該法人の役員報酬を単純に役員数で割った報酬額が一人当たりの報酬額と算定するのは不合理である。また、かかる情報を推測できたとしても個人の権利利益までも害するおそれは極めて低いと考える。

当該法人の財産については〇〇医師の家族が支配しているものとの主張であるが、条例第 7 条第 1 号は非公開情報は特定の個人を識別することができる情報とあり、家族の情報は非公開情報にはあたらない。

### イ 情報の性質と犯罪に使われる恐れについて

条例第 7 条第 3 号の解釈によると、対象文書からは特定個人の財産や行動予定、居住の間取りなどの情報を得ることは極めて困難であると考えられ、また、対象文書を公開することによって、犯罪が容易になるとは考えにくく、非公開にする理由にはあたらないと判断した。

なお、本市においては公開決定処分をした同様の公文書公開請求に対する異議申立てにおいて、「物騒な世の中で何時当院が犯罪等に巻き込まれるのではないかと心配している」旨の主張に対して、本市情報公開審査会は、本件対象公文書を公にすることにより、当該法人の財産状況が明らかになったとしても、直ちに

犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になる場合等は考えにくく、この点につき異議申立人の主張は認められないとの答申が出されている。

条例第7条第3号の解釈については、対象文書を公開したことにより、直ちに犯罪に結びつく可能性について考えたものであるが、対象文書からは法人の財産の状況を把握することは可能であるが、財産があることをもってのみ犯罪が容易に行われることは考えにくいと考えたものである。

#### ウ 条例第7条第2号アについて

医療法人の決算書につき非公開と判断した山梨県の答申例を引用し、同様の文言を用いた条例は全国どこであっても同様に解釈すべきであるとの申立てであるが、同様な文言であってもその解釈は各自治体の方針や地域性により差異は生じるものである。また、近隣の自治体において役員報酬や給与に関する情報についても公開しているところもある。

#### エ 条例の目的について

本件情報は条例の目的に照らして情報開示の必要性が極めて低いのに対し、保護の必要性が高い情報に該当するとの意見については、公開請求に係る公文書は、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないとされており、対象文書は前述までのおり条例第7条に規定する非公開情報にあたらなないと判断している。

また、医療法人はその地域における医療の重要な担い手として、提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保が求められ、営利を目的としないことから公益性の高い法人であり、今般の法改正により、事業報告書等の閲覧を請求された場合は都道府県知事（福岡県事務処理の特例に関する条例により福岡市長）は閲覧に供しなければならなくなったところである。

#### オ 法改正について

法改正により医療法人の事業報告書等は閲覧の請求があった場合は閲覧に供することになったが、その運用については法上の規定はなく、各自治体の判断によるものである。本市では、事業報告書等の様式は厚生労働省の通知を参考に定めてはいるが、医療法人から従来どおりに税務署に提出する書類をそのまま提出されたとしても、様式が異なることをもって、不受理にすることはしないものである。

### ③ 結論

医療法人の財務諸表の公開に係る当課の考え方及び先に出された同様の公文書公開請求に係る決定に対して異議申立てがなされた答申をふまえて本件対象文書について検討した結果、非公開とした情報を除いては公開することは妥当であると考える。

## 4 審査会の判断

当審査会は、上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、実施機関が非公開とした部分については特段の判断をする必要性はないことから、本件決定のうち、実施機関が公開するとして、異議申立人が異議を申し立てた部分についてのみ、次のとおり判断する。

### (1) 医療法人について

- ① 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、法の規定により、これを法人とすることができ、この法人を、医療法人と称する（法第 39 条）。

医療法人については、昭和 25 年に民間非営利部門として位置づけるための制度が医療法上に創設され、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され（法第 54 条）、営利性が否定された法人制度である。

また、これまで医療法人は、地域の医療提供体制の担い手の中心として、地域で求められる医療サービスを確実に、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する医療サービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図ってきたところである。そのため、地域での医療サービスを行うという公益性の高い医療法人の決算情報の公開に係る問題は、社会的要請と法人等の正当な利益等の保護とを十分考慮して行われるべきものである。

- ② 医療法人の財産目録等については、平成 19 年 4 月 1 日改正前の法（以下「改正前医療法」という。）においては、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない（改正前医療法第 51 条第 1 項）。決算を届け出るときは、財産目録等を提出しなければならない（改正前医療法施行規則第 33 条）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、その書類の閲覧を求めることができる（改正前医療法第 52 条第 2 項）と規定されていた。

一方、法が平成 19 年 4 月 1 日改正され、毎会計年度の終了後三月以内に、都道府県知事に財産目録等を届け出なければならない（法第 52 条第 1 項）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人（社会医療法人を除く。）は、財産目録等を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない（法第 51 条の 2）。さらに、医療法人の経営の透明性を確保し、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼を更に高めるため、新たに、都道府県知事は、届出のあった財産目録等について請求があった場合には、閲覧に供さなければならない（法第 52 条第 2 項）と規定されており、一般人からも都道府県知事に閲覧を請求できることとなっている。

なお、財産目録等の届出及び閲覧先については、福岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 37 号）第 2 条中の別表の六に「法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の受領」、同ノに「法第 52 条第 2 項の規定による

医療法人の定款、事業報告書等の閲覧」において、福岡市で行うものと規定されている。

(2) 本件対象文書について

- ① 本件において、公開請求者が公開を請求した公文書は、当該医療法人から福岡市長に、改正前医療法第 51 条第 1 項に基づく決算に関する書類として提出された以下の財産目録、損益計算書及び貸借対照表である。

ア 財産目録

財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）の金額とすべての負債（借入金等）の金額について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものである。

イ 貸借対照表

貸借対照表とは、法人の一定時点（決算日）における資産・負債・資本の総括表であり、法人の財政状態を表したもので、「資産の部」、「負債の部」と「純資産の部」に分かれており、資産の部には、当該医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産、繰延資産及び資産の部合計の金額が表示される。一方、負債の部には、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債の部合計の金額、純資産の部には純資産の部合計の金額並びに負債及び純資産の部合計の金額が記載されている。

ウ 損益計算書

損益計算書とは、一定期間の経営成績を明らかにするもので、わかり易く言えば、どのように利益が出たのかを表にまとめたもので、医療法人の本来業務である病院及び診療所の事業並びに附帯事業等ごとに、その損益として、医業収益、医業費用、医業外収入、医業外費用及び税引前当期純利益等の金額が記載されている。

- ② そして、実施機関の説明によると、損益計算書及び貸借対照表については、平成 7 年 4 月 20 日付け指第 26 号厚生省健康政策局指導課長通知「決算の届出等について」により、医療法人全体、病院・診療所及び介護老人保健施設に係る様式が示されており、福岡市もこの様式と同様の内容で届け出様式としている。しかし、財産目録については、上記指導課長通知において特段様式は示されておらず、福岡市も様式を示していない。また、損益計算書及び貸借対照表については、福岡市の指定様式とともに、市の示した様式以外に医療法人独自の様式も認めており、本件法人の独自様式が本件対象公文書となっている。

- ③ 実施機関は、本件対象文書のうち、貸借対照表の固定資産の一部項目及び損益計算書の医業費用の一部項目を除いて全て公開するとしている。

④ なお、実施機関は、本件対象文書の公開について、異議申立人の申立てを受けて執行停止をしており、現時点で公開は実施されていない。

(3) 条例第7条第2号（法人等事業情報）該当性について

① 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

② また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

③ 医療法人は、医療という人の生命、身体の安全に関わる公益性が高い事業を行う非営利法人（医療法人）であり、その収入の基本的な部分が、国民皆保険制度の下における健康保険という公共性の高い資金によって賄われているものであることからすると、このような公益性の高い医療法人の決算情報については、法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼感を高めるために公開することが望ましいことであると考えられる。

④ また、財産目録等は、改正前医療法によると、その閲覧を医療法人に求めることができる者は、医療法人の債権者に限られているが、この債権者に対して閲覧を認めていることは、債権者の利益の保護のため、医療法人自らが行わなければならない財産目録等の公開について規定したものである。他方、都道府県知事に届け出られた財産目録等の閲覧について、改正前医療法には何ら規定されていない。このような法規定の下では、届け出られた財産目録等について公開請求された場合には、公開・非公開の判断は、条例のみに照らして判断すれば足りると考える。

⑤ 以上のことを踏まえて、本件対象文書について検討すると、財産目録等においては、異議申立人の全般的な財務状況がわかる情報ではあるものの、異議申立人の医療行為や取引行為に関する具体的な情報は記録されておらず、本件対象文書を公開することにより、その営業上、技術上のノウハウや取引上、経営上の秘密が具体的にわかる情報とは言えないものであるとともに、さらに、上記4(1)で述

べたとおり、公益性が高い医療法人は、経営の透明性を確保して市民の信頼を高めるべきという近時の社会的要請により法改正が行われた経緯もあわせて考慮すると、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものとは認められず、第2号には該当せず、公開することが妥当である。

- ⑥ 異議申立人は、山梨県の答申を引用し非公開を主張しているが、法人等情報として、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものかどうかを判断すべきであり、上記⑤のとおり、第2号に該当しないと判断したものである。なお、「同様な文言であってもその解釈は各自治体の方針や地域性により差異は生じるものである」と実施機関は主張しているが、条例の解釈は、あくまで条例に照らして判断すべきことからすると各自治体の方針や地域性により差異は生じるものであるとの主張は妥当でない。

(4) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

- ① 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

- ② 異議申立人は、法律上は形式的に法人と個人は分離されたものと扱われているが、一人医療法人に限っては分離がほぼないに等しく、かかる一人医療法人の特殊性から、情報を公表することは個人一人の財産を開示するに等しいもので、本件対象文書は第1号「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む）」に該当すると主張している。

- ③ 本件対象文書は、法により設立された医療法人に関する情報であり、一人医療法人の設立が認められた趣旨からみても、医療法人の財務状況に関するものと認められ、個人の財産状況とみることは妥当でない。また、役員報酬は、一人しかない場合は、特定の個人が識別されるため非公開とすべきであるが、当院が一人医療法人であることから、医師が一人ということは容易に分かるからといって、本件対象文書には役員の氏名や人数の記載はなく、その役員報酬すべてが一人の報酬とは考えられないとともに、役員人数が少人数であっても、特定の個人を識別できものとは認められず、公開することが妥当である。

(4) 条例第7条第3号（生命等保護情報）該当性について

- ① 条例第7条第3号（以下「第3号」という。）は、公にすることにより、市民

生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解される。

- ② 異議申立人は、本件開示対象となっている情報は財産情報であるところ、財産の内容はその情報の性質上特に犯罪目的に使用するのに必要かつ犯罪目的に取引されやすい情報である。すなわち、計画的な財産犯の遂行にとって被害者の財産情報取得はリスクを考える上で重要かつ困難な作業であり、金銭を支払ってでも必要としている情報である。犯罪グループの中で、高所得者の標的リストが高額で取引されている現実もある。特に医師については、実情はどうあれ世間的には高収入の職業であると言われており、医師個人の財産に極めて近い情報とあればさらに犯罪目的に使用されるおそれは高まる。

それゆえ、第3号「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると主張しているものと解される。

- ③ しかしながら、本件対象文書を公にすることにより、当該法人の財務状況が明らかになったとしても、直ちに犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等は考えにくく、この点につき異議申立人の主張は認められない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3 月27日	実施機関からの諮問
平成20年 4 月11日(第1部会)	審議
平成20年 4 月21日	実施機関が弁明意見書を提出
平成20年 5 月 9日(第1部会)	審議
平成20年 5 月23日	異議申立人が反論意見書を提出
平成20年 7 月 8日(第1部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議

平成20年 9 月11日(第 1 部会)	審議
----------------------	----

**6 答申に関与した委員**

吉野正, 臼杵昭子, 多田利隆, 福山道義